

令和2年度 箕輪町関係人口創出拡大事業業務委託
仕様書

1. 業務名

令和2年度 箕輪町関係人口創出拡大事業業務委託

2. 業務目的

本事業は、豊かな自然や人材等、魅力的な地域資源を町内外に発信し、町内外に広く箕輪町に対する興味・関心を醸成するとともに、人が集い、つながる拠点を創設し、女性や若者を中心に多くの人々が箕輪町に関係・つながりを持つ機会を創出、もって、地域で活躍する人材の増加、ひいては将来的な移住・定住人口を増加させることを目的として箕輪町（以下「発注者」という。）が実施する。

3. 業務概要

業務目的を達成するために、本業務では主として以下の事業を実施する。

- ・魅力的な地域資源の町内外への発信
- ・人が集い、つながる拠点創設

4. 業務対象者

女性や若者を中心にした町内外の人。

5. 委託期間

契約締結の日から、令和3年3月31日まで

6. 委託上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税除く）

7. 業務内容

当業務の目的を達成するため、次の業務を実施すること

(1) 魅力的な地域資源の町内外への発信

箕輪町の魅力的な地域資源について、町内外に広く発信すること。発信する内容については、原則、箕輪町と協議の上、決定、発信することとする。

(2) 人が集い、つながる拠点創設

主に平日16時～21時を時間として、広く町民等に対し、集い、つながるための拠点を設置、開放すること。また利用者の安全及び適正な施設利用については、受託事業者が責任を持って実施すること。

(3) その他

その他本業務目的を達成するために必要な事項及び将来の継続性と発展性についても適宜提案すること。その際、令和2年度中に実施する事業内容を提案すると共に、令和3年度以降の展開についてもなるべく具体的に提案すること。なお、本事業は、令和2年度

を含め3年間は継続して地方創生推進交付金を申請する予定である。

8. 業務の実施

- (1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 事業受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 事業受託者は業務の概要を整備するとともに、計画立案から業務完了までの協議記録等を取りまとめ、業務がスムーズに実施できるように必要な各工程の基本的方針及び計画、準備を行うこと。
- (4) 事業受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 事業受託者は業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (6) 仕様書に記載されていない事項については、受託者と発注者とが協議のうえ決定することとする。
- (7) 受託業務のうち、仕様内容の単価等に大幅に変更が生じた場合、又は、発注者の指示により業務の一部を実施しなかった場合には、発注者及び受託者は協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。

9. 成果品

事業完了後、すみやかに次の実績報告書類を提出すること。

- ①箕輪町関係人口創出拡大事業業務委託実施報告書 3部（製本版及び電子媒体） ※任意様式
- ②その他委託者が必要と認めた資料

10. 成果品の帰属

本業務に関する一切の成果は、箕輪町に帰属するものとする。